

各事務事業の概要と令和5年度の実績

資料2別紙

No.	事業コード	事業名称	事務事業の概要	R 5の主な活動や実績	選定理由
1	25400	有害鳥獣駆除事業	農作物の被害防止のため、加害鳥獣（カラス、イノシシ等）の駆除を猟友会に委託する。 期間：5月初旬から10月末まで（イノシシは通年） 実施時間：日の出から日の入まで また、イノシシ用防護柵設置補助金、狩猟免許助成金などの助成事業を行っている。	鳥類は銃による捕獲・追い払いの実施 鳥類 計 440羽捕獲 イノシシはわなによる捕獲を実施 イノシシ 計 11頭捕獲 防護柵は申請件数20件、設置延長7,800m 交付額907,000円	・事業の進捗評価が「停滞」 ・猟友会員の高齢化により、事業の存続が懸念される
2	27100	商業活性化推進事業(商店街等施設及び景観整備事業)	●魅力ある商店街形成のため、消費者ニーズに応えた商店街の環境整備を行う。また、商店街が行う施設の整備・改修への助成により、商店街の景観を保持する。 ●補助率：街路灯等の施設整備事業：1/2以内 限度額 1,000万円以内(予算：50万円限度) ・施設の改修・改装・商店街の緑化事業等：1/2以内 限度額 50万円以内 ・駐車場借上げ事業：1/6以内 限度額 年100万円以内 ●旭市独自事業	【市内商店街等への事業啓発及び要望調査をする】 ●毎年10月に商店街の団体に要望調査を行う実績【駐車場の借上げ事業補助金】 ・旭本町通り商店会 交付額：340,000円 収容台数：66台 ・旭銀座通り商店会 交付額：100,000円 収容台数：12台 ・新田中央会 交付額：60,000円 収容台数：10台 【景観整備事業補助金】 ・瀬道通り会 街路灯LED化 交付額：350,000円 改修基数：18基	・駐車場借上げ事業補助金について、借上げ台数などが適正かどうかなど、しばらく検証が行われていない。
3	10300	あさひ健康福祉センター運営事業	高齢者を対象に、転倒による骨折や加齢による運動機能の低下を防ぐため、高齢者向けのウォーキングマシン・エアロバイク等の筋力を高めるトレーニング機器及びマット・ボール等を使用して、専門指導員の指導を受け、健康な身体づくりを図る。 実施場所は、あさひ健康福祉センター2階（パークゴルフ場管理棟2階）で週4日実施（月・水・金曜日休館）。指導時間は、午前10時から午後4時まで。	感染症予防対策を徹底し、専門指導員による高齢者向けの健康指導を行う高齢者筋力向上トレーニング事業を委託にて実施。 のべ利用者数 2,410人 開館日1日当たりの利用者数 12人	・委託料4,488千円に対し、利用者はのべ2,410人。一回当たりの利用に1,862円がかかっている。 ・本事務事業外ではあるが、施設全体では24,447千円の支出があり、使用料等の歳入は3,895千円。
4	18000	海上健康増進センター管理費(活動費含む)	海上健康増進センターで利用者は設備を利用して運動ができる。 面積：トレーニングルーム120㎡、プール9m×15m 利用者：中学生以下及び医師からの指導等がある場合は使用できない。 開館時間：8時30分～17時15分（火・木は21時まで） 休館日：月・祝日・年末年始 利用料金(両方利用)：市内1回400円・月4,000円、市外1回600円・月6,000円 内容：①有酸素運動（呼吸しながら楽に運動する。例エアロバイク） ②無酸素運動（各種マシンを使用した筋力アップ運動） ③温水プールでの歩行 ④健康運動教室(週5コース)	施設管理 (運動器具のレンタル、運動指導員・受付派遣業務委託、清掃業務委託等) のべ利用者数 14,699人 開館日1日当たりの利用者数 50人	・支出40,646千円に対し、利用者はのべ14,699人。 ・使用料等の収入は3,414千円。 ・収入を差し引いた、一人一回利用当たりの実質支出は2,533円。
5	18300	いいおかけんこうセンター管理費(活動費含む)	いいおかけんこうセンターで利用者は設備を利用して運動ができる。 面積：トレーニングルーム150㎡ 利用者：中学生以下及び医師からの指導等がある場合は使用できない。 開館時間：8時30分～17時15分（水・金は21時まで） 休館日：月・祝日・年末年始 利用料金：市内1回250円・月2,500円、市外1回370円、月3,750円 内容：①有酸素運動（呼吸しながら楽に運動する。例エアロバイク） ②無酸素運動（各種マシンを利用した筋力アップ運動） ③健康運動教室(週3コース)	施設管理 (運動器具のレンタル、運動指導員・受付派遣業務委託、清掃業務委託等) のべ利用者数 4,727人 開館日1日当たりの利用者数 16人	・支出11,638千円に対し、利用者はのべ4,727人。 ・使用料等の収入は1,151千円。 ・収入を差し引いた、一人一回利用当たりの実質支出は2,219円。 ※月5回利用を想定すると、スポーツジムの会費を優に超える。 ※H24年度外部評価実施済み
6	11400	福祉タクシー利用助成事業	身体障害者手帳1級、2級、3級（3級は視覚、下肢、体幹のみ）、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳OA、OAの1、OAの2、Aの1、Aの2の等級で市内に住所を有する方に、タクシー利用券を交付し社会参加の促進を図る。 【利用券】1枚1,000円のタクシー利用券を年間24枚（腎臓機能障害の方で、かつ透析治療者は年間96枚）を交付する。 【利用方法】利用者はタクシー乗車時に障害者手帳を提示、利用券を運転手に渡し（1回につき1枚まで）、1,000円を差し引いた金額を支払う。 指定タクシー業者は、翌月市へ請求する。市は助成金と協力金1件100円を合わせて支払いをする。 市独自事業	【タクシー利用の助成】 広報、HPへ掲載し周知を図った。 実績： 交付枚数 14,054枚 利用枚数 5,423枚 利用率 38.6%	・事業の進捗評価が「停滞」 ・デマンド交通の利用である程度補完ができるのではないかと ・市単独事業であり、費用負担が重い(デマンド交通は補助金対象)

各事務事業の概要と令和5年度の実績

資料2別紙

No.	事業コード	事業名称	事務事業の概要	R 5の主な活動や実績	選定理由
7	41400①	干潟公民館活動費(干潟公民館活動費)(講座)	地域における生涯学習活動を担う施設として、施設の維持管理及び運営を行う。 また、市民が新しい知識を得たり、さまざまな体験をし、健やかな生涯を過ごすための学習の場、交流の場として情報の提供を行い、各種講座教室の開催をする。 【開館時間】9時～17時。但し、夜間利用がある場合は21時まで開館。【閉館日】月曜、祝日、年末年始 【館内施設】大ホール、研修室3、音楽室2、和室1、調理実習室1、図書室1	学級講座は、10講座開催し、175名の受講あり。 単発講座は、1講座開催し8名（4組）の受講あり。 主催事業は、2事業開催し、31名の参加あり。 新規講座は、1講座1事業開催。	・事業の進捗評価が「停滞」 ・支出911千円に対し、受講者は214人。一人一回の受講に4,257円がかかっている。
8	4520①	移住・定住促進事業(定住促進奨励金交付事業)(若者世帯住宅取得奨励金交付事業)	今後、さらなる人口減少が予測され、経済の停滞や本市の財政運営への影響等が懸念されることから、移住の促進や若い世帯の定住者を確保する必要がある。そのため、移住促進の一環として、本市へ転入し、新築住宅の建設・購入及び中古住宅を購入した人に対し、移住費用の一部として最大150万円の定住促進奨励金を交付する。また、若者世帯の定住促進の一環として、市内事業者から新築住宅の購入をした人に対し、最大100万円の若者世帯住宅取得奨励金を交付する。 平成25年度に定住促進奨励金を、令和4年度から若者世帯住宅取得奨励金を開始した。	旭市へ定住する意思を持ち、住宅を取得した移住者へ定住促進奨励金を交付 支給者 112名 旭市へ定住する意思を持ち、市内事業者から新築住宅を取得した若者世帯へ若者世帯住宅取得奨励金を交付 支給者 85名 令和元年度から申請者に対するアンケートを実施（旭市への転入のきっかけとなった36%、どちらかというとなった21%、どちらかというとならなかった14%、なかった29% 令和5年度）	・事業の進捗評価が「停滞」 ・補助金の周知が図られていないと考えられる
9	31300	あさひ健康パーク維持管理費	あさひ健康パーク内のパークゴルフ場の維持管理及び運営を行う。 【運営業務】臨時職員による利用申請受付及び利用料金徴収、コース及び駐車場のメンテナンスなど。 【維持管理業務】委託によるコース樹木・芝生管理、警備業務、清掃業務、浄化槽点検。正職員は、利用料金集金、苦情・問い合わせ対応、機器交換等の一部の維持管理業務を行う。 パークゴルフとは、1本のクラブと1個のボールがあれば誰でも楽しめるスポーツである。緑の芝生コース（18ホール、全長800m）をプレーすることにより、楽しく健康な体づくりに役立つ。また、グループでコースをまわることにより、パークゴルフというスポーツを通じて、市民交流の場にもなる。	コース及び樹木の維持管理 修繕工事 ・冷水器修繕 ・散水弁取替 ・外灯補修 ほか	・事業の進捗評価が「停滞」 ・支出32,941千円に対し、利用者はのべ18,755人。 ・使用料等の収入は6,980千円。 ・収入を差し引いた、一人一回利用当たりの実質支出は1,384円。
10	20000	不法投棄防止活動事業	不法投棄監視員を市内26地区に配置し、職員及び関係機関と協同でパトロールや啓発活動を実施するものであり、不法投棄監視員への報奨金は、千葉県より助成がある。 また、不法投棄発見時には、その状況などを報告書により、旭市を始め関係機関で共有を図り、速やかな初動体制を構築し対応する。 なお、不法投棄の主管轄は、千葉県となるため、旭市は千葉県及び警察の調査・捜査・指導などの支援を行い、原因者不明時には、処理なども協力する。	【パトロール・啓発活動・不法投棄の報告対応】 ●不法投棄監視員の配置、パトロール、啓発活動 ●職員及び関係機関によるパトロール、啓発活動 ●不法投棄への対処（調査・操作・指導・処理）	・事業の進捗評価が「停滞」 ・不法投棄件数は増加傾向であり、有効な対策を講じられていない